

## 1. 持続的な賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援

### <基本的な課題認識と対応の方向性>

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”を強化するため、予算・税・制度等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、賃上げ原資を確保し、持続的な賃上げにつなげる

### 1. 生産性向上支援の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金） 【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援
- 例えば、以下の措置拡充を実施
  - 最低賃金近傍の事業者に対する支援として、**補助率を1/2→2/3に引上げ**（ものづくり補助金、IT導入補助金）
  - 設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金等）などを実施し、**より使い勝手のよい、政策効果の高い支援制度に見直し。具体的には以下の見直しを実施**

（ものづくり補助金）

- 製品・サービス高付加価値化枠について、従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に、**補助上限を引上げ**  
賃上げ動向を踏まえ、**賃上げ要件、運用等**を見直し など

（IT導入補助金）

- セキュリティ枠の補助上限引上げ・要件見直し、汎用ツール・導入後支援の補助対象化 など

（小規模事業者持続化補助金）

- 経営計画の策定に重点化し、枠の整理等、**制度を簡素化**（通常枠、創業枠等に再編等）

（事業承継・M&A補助金）

- PMIを後押しするための**PMI推進枠の創設**や、早期承継促進のための枠再編（事業承継促進枠への改変等）、M&Aのトラブル防止に資するDD費用の支援拡充や100億企業創出加速化を図るための**補助上限の引上げ**

### 2. 新事業への進出にかかる支援の推進（新事業進出補助金の創設）【既存基金の活用 （1,500億円規模）】

- 中小企業・小規模事業者の成長につながる新事業進出・事業転換を重点的に支援するための新たな支援措置を創設

要件：企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦（新規性）や賃金要件等  
補助対象経費：建物費・機械装置費・システム構築費・技術導入費・専門家経費 等

### 3. 成長支援の新設・強化

#### ● 中小企業成長加速化補助金の創設【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設

要件：売上100億円を目指すビジョン・潜在力、賃金要件 等  
補助対象経費：建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費

#### ● 中堅・中小成長投資補助金の拡充【1,400億円、新規3年3,000億円】

地方においても持続的な賃上げを実現するため、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応するために行う工場等の拠点の新設等の大規模投資を実施することを支援するとともに、大企業から経営人材を受け入れる中堅・中小企業に対する給付金を拡充し、着実な事業成長等を実行可能な経営体制の整備を促進

#### ● 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構出資ファンドを通じ、売上高100億円超を目指す中小企業等へリスクマネー供給を実施

## 4. 省力化投資支援の運用改善

- **オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設**、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

## 2. 価格転嫁対策の強化

### <中小企業取引対策事業>【8.3億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ調査等により、中小企業・小規模事業者の取引適正化を推進

## 3. 資金繰り支援、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

### <日本政策金融公庫による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 日本公庫等の**通常資本性劣後ローン**の要件を見直し、成長志向の中小企業を後押し（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、金利水準の引き下げ、貸付限度額の拡充）
- 加えて、下記の資金繰り支援を実施
  - ・**コロナ特別貸付を終了し、当該貸付の借換等への対応を目的とした制度（基準金利）を創設**
  - ・物価高騰の影響を受けた事業者への**セーフティネット貸付の金利引下げ措置（▲0.4%）を継続**
  - ・賃上げに取り組む場合の金利低減措置（**賃上げ貸付利率特例制度**）を継続
  - ・令和6年能登半島地震特別貸付等、**能登半島への資金繰り支援の継続** など

### <信用保証協会による資金繰り支援>【既存予算の活用】

- 民間金融機関の**プロパー融資**と組み合わせた**協調支援型**の信用保証制度を創設し、3年間に限り保証料補助を実施（制度創設1年目に利用した場合は1/2、制度創設2年目は1/3、制度創設3年目は1/4等）
- 物価高等の影響を受ける事業者への**経営改善・再生支援を強化するための経営改善サポート保証**を継続

### <経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充>【既存予算の活用+61億円の内数】

- 早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による**経営改善支援の拡充**
- 中小企業活性化協議会を通じた**再チャレンジ支援の拡充**（法人破産及び経営者保証ガイドライン手続に係る各種手続費用・専門家費用等）

## 4. 中小企業・小規模事業者活性化（相談体制強化等）【203億円】

### <事業環境変化対応型支援事業>【112億円】

- 商工会・商工会議所等への**専門家の派遣**等、よろず支援拠点への**コーディネーター増員**等による相談体制強化。インボイスに係る課題解決に向け**相談受付窓口**設置

### <中小企業活性化・事業承継総合支援事業>【61億円】

- 事業再生等計画策定支援、事業承継・事業引継ぎ支援のため、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの体制を拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた**再チャレンジ支援の拡充【再掲】**

## 5. 災害からの復旧・復興【223億円】

### <令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続>【213億円】

能登半島をはじめとする被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、なりわい補助金（令和6年能登半島地震等、令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3年・令和4年福島県沖地震）等を措置

### <地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充>【10億円】

局激指定災害に関する自治体連携型補助金について、**補助対象拡大**（中小企業の対象化、施設建替の対象化）するとともに、**補助上限を5億円まで引き上げ**

# 2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援について

➤ コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、**経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフト**していることから、各種資金繰り支援策についても、**経営改善・再生**はもちろん、**成長促進**も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直していく。

- ① コロナ禍で措置した「**経営改善サポート保証（コロナ対応）**」は、**2025年3月まで延長し、その終了後は新たに措置する予定の「経営改善・再生強化型」**を活用し、経営改善・再生計画を策定した上での借換を支援。
- ② **能登半島地震の影響が残る地域**（※石川県内一部地域）においては、「**コロナ借換保証**」を**2025年3月まで継続**。
- ③ 新たに措置する「**プロパー融資（※）を引き出す保証制度**」（仮称）により、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援。  
（※）プロパー融資：信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資。
- ④ 日本公庫等の「**コロナ特別貸付**」は、**2024年12月で終了後、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに創設する「危機対応後経営安定貸付」**で支援。小規模事業者に対しては、コロナ前から措置している「**小口零細企業保証**」（100%保証）を活用し、借換等を支援。
- ⑤ 日本公庫等の「**コロナ資本性劣後ローン**」は、**2025年2月まで延長し、その終了後に「通常資本性劣後ローン」**について、**省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直し**を行い、事業者の成長を支援。
- ⑥ **資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の「**セーフティネット貸付（利益率▲5%→金利▲0.4%）**」は、**2025年3月まで継続**。

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

# 2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

12月末    2月末～3月中旬    3月末    6月

民間金融機関  
(信用保証制度)

<p><b>経営改善サポート保証 (コロナ対応)</b> (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)</p>	<p><b>3ヶ月程度 の延長</b></p>	<p><b>経営改善サポート保証 (経営改善・再生支援型)</b> (100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、 上限2.8億円、保証期間15年)</p>
<p><b>コロナ借換保証 (石川県内一部地域でのみ継続中)</b> (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)</p>	<p><b>3ヶ月の延長</b></p>	
<p><b>プロパー融資を引き出す保証制度</b> (80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年)</p>		

政府系金融機関

<p><b>日本公庫等のコロナ特別貸付</b> (売上▲5%等 災害貸付金利を適用)</p>	<p>※ 終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後安定貸付制度」を新たに措置。 (限度額20億円、貸付期間20年、基準金利を適用)</p>	
<p><b>日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン</b> (適用利率2.95%等、限度額15億円)</p>	<p><b>2ヶ月延長</b></p>	<p><b>日本公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充</b> (省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、 適用利率見直し、限度額の拡充 (10億円→15億円) )</p>
<p><b>日本公庫等のセーフティネット貸付</b> (利益率▲5%→金利▲0.4%) ※ 資材費等の価格高騰対策として実施</p>	<p><b>3ヶ月の延長</b></p>	

(注) 青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、  
緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

# 「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、  
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2 / 3

## 【関連融資制度】



補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金  
補助率  
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

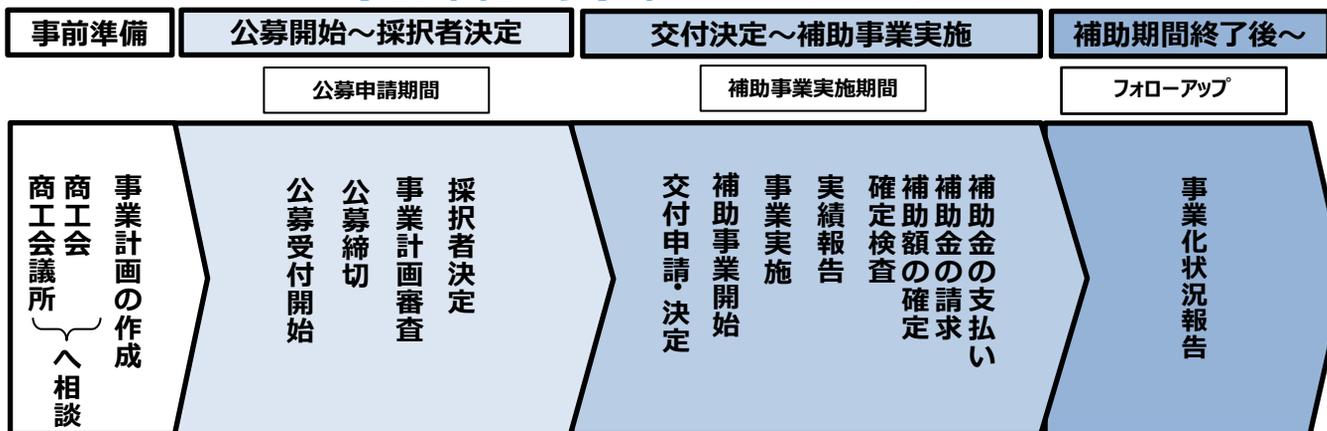
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

# 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援(※)**」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。  
※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

## 特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

## 対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

## 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

## 活用事例②

食品小売業を開業後1年経過し、**厨房機器の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

お問い合わせ窓口  
補助金事務局の決定後、掲載します。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算案

# 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

今回の措置は、国会で予算成立することが前提になります

## 【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2 / 3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については 3 / 4)

## 【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金  
補助率  
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

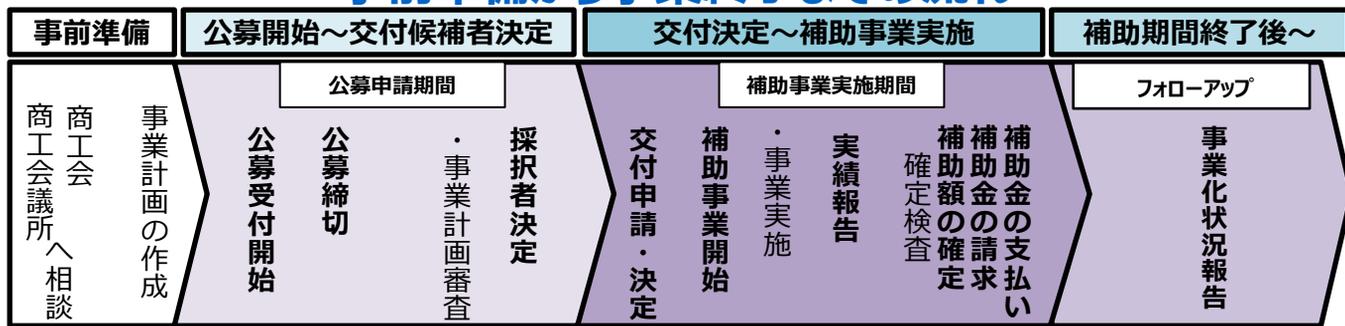
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

# 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 概要

補助率	2 / 3 (賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は 3 / 4)
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <b>50万円</b> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <b>150万円</b> を上乗せ

### 【特例要件】

- **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- **賃金引上げ特例** ⇒ 事業場内最低賃金を + 50円以上とした事業者

### 【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

### 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

### 活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

お問い合わせ窓口  
補助金事務局の決定後、掲載します。

# 持続化補助金の概要

今回の措置は、国会で予算成立することが前提になります

※令和6年度補正予算は、既に予算成立となりました。

※一般型第17回公募は実施される見込みですが、公募時期は未定となります。

- **商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援**すべく、「**小規模事業者持続化補助金**」を措置。
- **政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化**するため、複数ある**特別枠を整理**。

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乘せ	補助上限 150万円上乘せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4				2 / 3	2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）				左記に加え、車両購入費	通常枠同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費</li> <li>・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費</li> </ul>
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止				令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

# 「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進  
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備  
投資等に係る費用を補助します

専門家活用  
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進  
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・  
再チャレンジ  
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

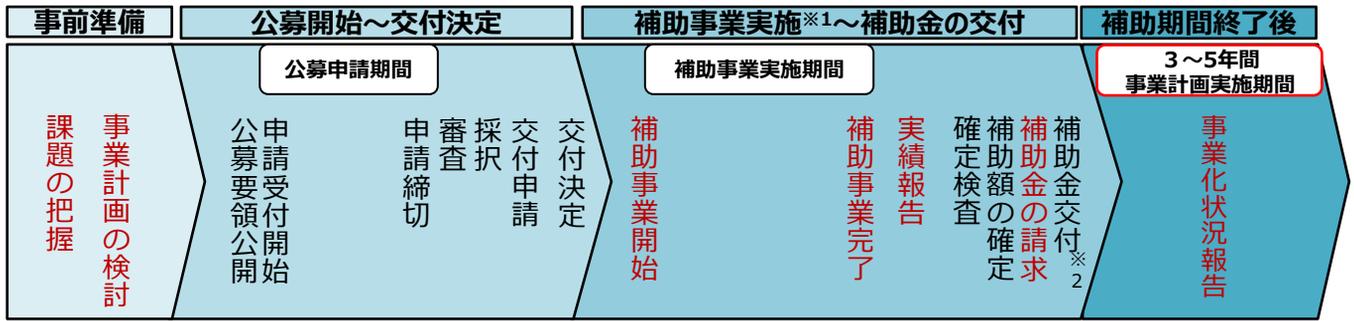
※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



# 事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

## 支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	<b>800～1,000万円</b> ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1、 <b>2,000万円</b> ※2 売り手支援類型： <b>600～800万円</b> ※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： <b>150万円</b> 事業統合投資類型： <b>800～1,000万円</b> ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	<b>150万円</b> ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	<b>1/2・2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： <b>1/3・1/2、2/3</b> ※1 売手支援類型： <b>1/2・2/3</b> ※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： <b>1/2</b> 事業統合投資類型： <b>1/2・2/3</b> ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	<b>1/2・2/3</b> ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト

# 「IT導入補助金」でIT導入・DX(デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

## 通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

## 複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

## インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

## インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフト**を導入し、受注者である**中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケース**を支援します。

## セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「**サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト**」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 <b>導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化)</b>			クラウド利用料(最大2年分)	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円 ~ <b>150万円</b>
補助率	中小企業: 1/2 <b>最低賃金近傍の事業者(※2): 2/3</b>	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)・(c): 2/3	~50万円以下: 3/4 (小規模事業者: 4/5) 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 <b>小規模事業者: 2/3</b>

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。  
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

準備が整い次第、速やかに公募を開始する予定です。  
※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください



令和6年度補正予算

ものづくり

商業  
サービス  
生産性  
向上  
促進

補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた  
新製品・新サービスの開発に必要な  
設備投資等を支援します！

補助上限額  
最大4,000万円

補助率  
1/2~2/3

製品・サービス高付加価値化枠  
製品・サービス開発の取組を支援

グローバル枠  
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・  
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば・・・  
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

# 事業概要

## 予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

## 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**

② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が**

事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は

**給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加**

③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ）  
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認**します。  
※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

**大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。**

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準  
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

**最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。**

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している  
従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模・再生事業者は除きます。

## 事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始  
公募締切

交付候補  
決定

交付申請  
交付決定

補助事業  
開始

実績報告  
確定検査

補助金額  
確定

事業化  
状況報告

お問い合わせ窓口  
補助金事務局の決定後、掲載します。